

201516045A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

**強度行動障害支援者養成研修の評価  
及び改善に関する研究**

平成27年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 遠藤 浩

平成28（2016）年3月

## 目 次

### I. 総括研究報告

強度行動障害支援者養成研修の評価及び改善に関する研究 ······ 1

主任研究者 遠 藤 浩

### II. 分担研究報告

1. 強度行動障害支援者養成研修のサポート体制の構築 ······ 11

主任研究者 遠 藤 浩

(資料 1) a. 調査票【都道府県における「強度行動障害支援者養成研修】

実施状況に関する調査】

b. WEB【強度行動障害支援者養成研修のページ】

c. チラシ【「出会いる・学べる 実践事例研究会」平成 27 年度  
強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修】

2. 強度行動障害支援者養成研修の評価 ······ 31

分担研究者 大 原 裕 介

(資料 2) 調査票【アンケート調査】

3. 標準プログラム実施状況の評価と強度行動障害者の生活改善の評価 ······ 61

主任研究者 遠 藤 浩

分担研修者 五 味 洋 一

(資料 3) ヒアリング結果報告書【16 事業所】

(資料 4) 当日資料【「出会いる・学べる 実践事例研究会」平成 27 年度

強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修】

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

強度行動障害支援者養成研修の評価  
及び改善に関する研究

総括研究報告書

# 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

平成 27 年度 総括研究報告書

## 強度行動障害支援者養成研修の評価及び改善に関する研究

主任研究者 遠藤 浩<sup>1)</sup>

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

### 【研究要旨】

我が国では、四半世紀前より、強度行動障害者を対象とした研究が行われおり（強度行動障害児者研究会, 1989）、平成 5 年（1993 年）には強度行動障害特別処遇事業がスタートし、それ以降継続的に行動障害が著しい障害者の施策や研究が実施されている。また、平成 25 年（2013 年）より、強度行動障害者への適切な支援方法を身につけるための人材養成として強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム開発を行い、モデル研修としての強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者養成研修））が実施された。平成 26 年（2014 年）には、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）のカリキュラム開発と同指導者研修も実施され、さらに平成 27 年（2015 年）には、この研修の修了者が、具体的に支援手順書や支援記録を作成・活用した標準的な支援を実施することが、重度障害者支援加算や行動援護従業者等の要件として定められ、質の高い支援を報酬上評価した。さらに、この研修カリキュラムに準拠した、新たな指導者研修プログラムと研修テキストが、団体によって開発される状況も生まれている。

本研究事業では、強度行動障害支援者養成研修を契機とした、地域における強度行動障害者支援の取り組みをより効果的にすることを目的に、①サポート体制構築、②強度行動障害支援者養成研修の評価、③標準プログラムの実施状況の評価と強度行動障害者の生活改善の評価の 3 つの研究事業を行った。

結果として、①平成 27 年度は、強度行動障害支援者養成研修が全国で実質的にスタートした年であり、基礎研修で 8 千人弱、実践研修で 5 千人弱が研修を修了している。サポート体制構築事業としては、同研修の品質の確保や強度行動障害支援に向けての地方自治体独自のより専門的なあるいは地域の実情に合った取り組みが活発になるよう情報交換できる仕組み作りを今後も継続していく必要がある。②強度行動障害支援者養成研修の受講者の理解度や満足度については一定のレベルに達していることがわかった。なお、研修プログラム企画者ならびに実施者からは、改善すべきポイントが出されており、さらなる内容の充実に向けての取り組みも引き続き行っていく必要がある。③全国の 16 事業所のヒアリング調査から、強度行動障害者支援の基本となる 6 項目の方針ならびに支援の手順書や記録等について、確実に実施し、強度行動障害のある利用者に安定した生活をもたらしていることが読み取れた。しかし、支援の成果については、経験則からの判断が大多数であり、客観的な評価指標がほとんど用いられていないのが現実である。

以上の結果から、①我が国の強度行動障害者支援の経緯を振り返り、現段階の課題を再度整理する。②強度行動障害支援者養成研修は現状の課題のどの部分に有効であり、一方で今後解決すべき課題は何かを明らかにし、③今後の強度行動障害者支援の在り方全体と行うべき研究等について整理を行った。

分担研究者	
五味 洋一	国立大学法人筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 准教授
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長／北海道医療大学 客員教授
遠藤 浩	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長
研究協力者	
福島龍三郎	NPO法人ライフサポートはる 理事長
関原 深	株式会社インサイト 代表取締役
片桐 公彦	社会福祉法人みんなでいきる 副理事長
志賀 利一	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部長
村岡 美幸	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係
相馬 大祐	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係
信原 和典	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究係

#### A. 研究目的

著しい行動障害を有する、いわゆる強度行動障害者に対する適切な支援を行うことは、その人の健康や安全を保障し、より質の高い生活の実現が可能になるだけでなく、虐待防止の観点からも非常に重要であると考えられる。

我が国では、四半世紀前より、強度行動障害者を対象とした研究が行われおり（強度行動障害児者研究会, 1989）、平成5年（1993年）には強度行動障害特別処遇事業がスタートし、それ以降継続的に行動障害が著しい障害者の施策や研究が実施されている。また、平成25年（2013年）より、強度行動障害者への適切な支援方法を身につけるための人材養成として強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム開発を行い、モデル研修としての強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導

者養成研修））が実施された。平成26年（2014年）には、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）のカリキュラム開発と同指導者研修も実施され、さらに平成27年（2015年）には、この研修の修了者が、具体的に支援手順書や支援記録を作成・活用した標準的な支援を実施することが、重度障害者支援加算や行動援護従業者等の要件として定められ、質の高い支援を報酬上評価した。さらに、この研修カリキュラムに準拠した、新たな指導者研修プログラムと研修テキストが、団体によって開発される状況も生まれている。

本研究事業では、強度行動障害支援者養成研修を契機とした、地域における強度行動障害者支援の取り組みをより効果的にすることを目的に、以下の3つを行うものである。

1. サポート体制構築：各都道府県において必要とされる規模と質を確保した強度行動障害支援者養成研修がスムーズに開催できるためのサポート体制の構築と実施状況の調査、さらに必要とされる人材養成上の課題を整理する
2. 強度行動障害支援者養成研修の評価：標準カリキュラムに準拠した強度行動障害支援者養成研修の実施に対して、プログラムの企画者、実施者、そして受講者からの評価を元にプログラム内容の質とその課題を整理する
3. 標準プログラムの実施状況の評価と強度行動障害者の生活改善の評価：研修修了者が個別支援計画に則り作成した支援の手順書や記録を活用した標準的な支援の実態をサンプル調査し、実際の支援にどのように生かされているか、それにより強度行動障害者の生活がどのように改善されたかを調査し分析する

そして、これら3つの研究の結果ならびにこれまでの強度行動障害者支援の研究成果や先駆的な実践研究を踏まえ、今後の強度行動障害者支援の在り方を総合的に考察する。

## B. 研究方法

あらゆる地域において、強度行動障害者が必要とする質の高いサービスを受けられる体制整備の第一歩としての3つの研究事業を以下の方で実施した。

### 1. サポート体制構築

各都道府県における強度行動障害支援者養成研修の実施・運営をサポートし、同研修ならびにその他の強度行動障害者支援の体制整備事業等に関する情報を収集し、各事業の運営ノウハウ、成果、課題等をタイムリーに情報共有できる仕組みの構築に向けて取り組んだ。

具体的には、a)のぞみの園内に強度行動障害支援者養成研修サポートデスクを設置、b)各都道府県に年2回のアンケート・ヒアリング調査を実施し結果のフィードバック、c)タイムリーな情報共有としてのWEBページ作成と運用、d)地域における支援事例や体制整備に関する実践事例交流会の開催である。また、強度行動障害者支援を専門とする有識者や先駆的な実践者等で構成される研究検討委員会を開催し、今後のサポート体制構築の在り方について評価ならびに考察した。

### 2. 強度行動障害支援者養成研修の評価

国が定めるカリキュラムに準拠した強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）については、のぞみの園が毎年実施しているが、ここでは全国地域生活支援ネットワークが中心となり、全国の強度行動障害支援に関する研究者・先駆的実践者を中心に新たな研修プログラムとテキストを開発し、それを元に指導者研修を開催した。今回は、この新たな指導者研修に関して、プログラム・テキストの開発者、研修実施者（講師・インストラクター）、新プログラムをベースとした開催した都道府県の受講者からの評価を元に、強度行動障害支援者養成研修の内容について評価を行った。

### 3. 標準プログラム実施状況の評価と強度行動障害者の生活改善の評価

強度行動障害支援者養成研修で提案している標準的な支援方法（支援の手順書作成、記録等による継続的な支援のモニター等）を活用し、成果をあげている施設・事業所の実践事例、あるいは地域における複数の事業所等の連携事例をサンプル調査し、支援の実施状況、対象となる強度行動障害者の生活状況とその変化、実施上の問題点等を調査した。なお、事業所の募集については、都道府県で開催されている強度行動障害支援者養成研修での実践報告や同研修の講師・インストラクター等による調査・研究のヒアリング委員会を開催し（研究者・事務局以外に13人の外部委員を募る）、その議論から、地域や事業体系等の偏りが生じないように18の事業所を選定し、すべての事業所の訪問・ヒアリング調査を行った。

## C. 結果

3つの研究事業の結果の概要を以下に記す。

### 1. サポート体制構築

平成27年（2015年）度、各都道府県における強度行動障害支援者養成研修の実施状況は、次の通りである。

- 基礎研修：47都道府県実施／修了者7,768人
- 実践研修：44都道府県実施／修了者4,775人

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））は平成25年（2013年）度よりスタートしており、都道府県研修における平成25年（2013年）度修了者数は234人、平成26年（2014年）度の修了者数は2,761人であり、さらに平成26年（2014年）度よりスタートした実践研修については、都道府県研修がこれまで開催されて来なかつた。実質的に、平成27年（2015年）度が、全国規模で同研修が実施された年であると考えられる。なお、都道府県では、指定カリキュラムや指導者研修（国のモデル研修）プログラムに準拠しながら、開催期間の調整やプログラムの追加等の工夫を行っていた。重度障害者加算等の経過措置が終

了する平成 30 年（2018 年）度までには、基礎研修 3 万人、実践研修はその約半数の修了者が誕生する、大きな規模の研修になると推測される。

また、8 都道府県では、強度高度障害支援者養成研修以外に、都道府県独自の強度行動障害者支援者の専門研修を実施していることが明らかになった。これらの研修は、①研修後フォローにより研修内容と実際の支援との結びつきの強化する、②以前より強度行動障害に関する研修を開催しておりそれを発展させ本養成研修を補完する、③長期間の専門的な連続研修の中に強度行動障害支援者養成研修の内容を組み込む等であった。一部の都道府県では、地域の課題解決に向けて様々な人材養成プログラムを企画・実施していることが明らかになった。

平成 27 年（2015 年）7 月より WEB ページ版「強度行動障害支援者養成研修のページ」を開設し、同時に電話等による「サポートデスク」の運用を行った。WEB ページは、指導者研修の全テキスト・資料内容の掲載の他、強度行動障害者支援に関する補足情報を継続的に提供した。なお、平成 28 年

（2016 年）3 月 31 日までの間に 35,511 件の訪問件数と WEB ベースでの問合せが 16 件あった。サポートデスクへの電話の問合せ状況は、年間 129 件あり、都道府県研修の内容、加算等制度について、支援の手順書・記録用紙の方法が主な内容であった。また、障害福祉分野の人材養成事業を行っている全国の事業所から、強度行動障害支援者養成研修の指定に向けての準備を行っているとの情報が多く寄せられた。強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）のフォローアップとして、平成 27 年（2015 年）9 月 25 日に群馬県前橋市においてフォローアップ研修を開催し、102 名の参加者が、実践報告やポスター発表等を通し、様々な実践情報の意見交換を行った。

## 2. 強度行動障害支援者養成研修の評価

新たに開発した強度行動障害支援者養成研修プログラムをベースに実施した 2 県の研修受講者の評価は概ね良好であり、内容の理解度や満足度

も高い結果が得られた。研修形式では、グループワーク型の研修の理解度が高く、さらに内容としては、体験型演習が概ね評価が高くなっている（3.9pt～4.4pt）。一方、カリキュラムの科目別評価は、調査のサンプル数、講師・インストラクタ個人の力量に依存する可能性が高く、明確な傾向を導き出すには至らなかった。

プログラム開発者、研修実施者（講師・インストラクター）からも、プログラム内容と運営に関する意見を集約した。結果は、「研修で求める内容が想定される受講者より高いと思われ、より平易で入門的な内容を検討する必要がある」との意見が多く出された。さらに、都道府県における運用面を考えると、①受講希望者に比べて研修規模を拡大するのが難しい、②実践報告事例を十分に揃えることが難しい、③行動援護従業者養成研修と同一カリキュラムとなったがインストラクターの引き継ぎがうまくできていない、④行動障害者や自閉症に関する基礎的な知識がない受講者も多く、より入門的な内容が事前に必要（研修全体の検討が必要）が共通した意見であった。

## 3. 標準プログラム実施状況の評価と強度行動障害者の生活改善の評価

推薦された 18 事業所のうちすべてを訪問し、うち十分な情報を得られた 16 事業所についてその内容を整理し分析を行った。結果は、強度行動障害支援者養成研修で伝達している 6 項目の「強度行動障害への支援の基本方針」については、すべての事業所で遵守しており、支援の手順書ならびに記録等、独自に工夫して作成・保存していた。

一方で、実際の生活の改善については、何らかの客観的指標を活用して評価している事業所は少なかった。少ないながらも、これらの事業所では、明らかに行動障害が改善されている。一方、客観的指標を活用していない事業所においても、逐語的な報告ではあるが、全般的な改善が見られたとの報告が多い。障害福祉サービス事業所と標準化されたフォーマル・アセスメント、さらに行動障害の強度の簡便な評価スケールといった視点から

考察を行った（松本他, 2013, 全日本手をつなぐ育成会, 2013）。

#### D. 考察

##### 1. 私たちの国の強度行動障害者支援の経緯

強度行動障害とは、①自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動、②他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動、③上記の2つの行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態の事を言い、昭和63年（1988年）に強度行動障害児者研究会がその支援の困難さについて問題提起し、以後四半世紀以上に渡り調査研究が行われている（強度行動障害児者研究会, 1989）。

強度行動障害に関するいくつかの実践的な研究を受け（強度行動障害児者研究会, 1990、石井, 1991）、国では平成5年（1993年）より強度行動障害支援者処遇事業を開始し、現在に至るまでいくつかの施策を行っている（大塚, 2011、志賀他, 2014）。図1には、強度行動障害者に関する国の施策等の経緯をまとめた。

強度行動障害に類似した状態像の障害児者については、1960年代後半から「動く重症児」として対策の必要性が指摘されており、ほぼ同時期に自閉症児の治療を目的に運営された児童精神科病棟において、精神科治療を必要としない重度・最重度の知的障害児の入院問題が表面化していた。

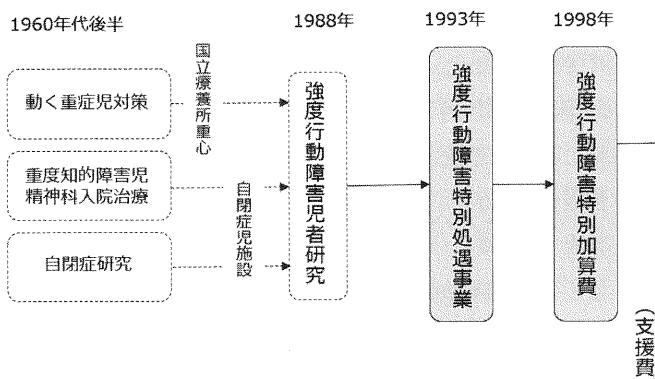


図1. 我が国の強度行動障害者支援の施策の経緯について

自閉症の診断基準やその本質について専門家の間でもコンセンサスが得られていなかった時代である。第1種・第2種の自閉症児施設の誕生前後に、自閉症児の療育技法の開発が活発になり、様々な成果が報告されるようになったが、自閉症児施設や積極的に自閉症児を受入れてきた知的障害児施設において、これまでの支援のノウハウが通用しない「行動障害が著しく顕著な」知的障害児が入所しはじめており、同様の子どもたちの実態調査ならびに専門的な療育技法の開発を目的に強度障害児者研究会が発足した。

国の強度行動障害に関する最初の施策は平成5年（1993年）から5年間実施された「強度行動障害特別処遇事業」である。この事業は、強度行動障害児・者を対象に、精神薄弱児施設、第2種自閉症児施設、精神薄弱者施設等において、①個室等の建物設備（各施設定員4人）、②指導員・精神科医・心理療法士等の専門指導員配置、③個別の支援プログラム作成による3年間の集中的・有期限支援という際立った特徴のある事業であった。しかし、入所施設におけるこの事業は、一人あたりの報酬単価が当時の精神薄弱者援護施設の倍程度であったにも関わらず、事業実施施設は当初の3施設から、5年間経過しても、全国で17施設までしか拡大せず、全国的な取り組みにはならなかった。大塚（2011）は、当時を振り返り、この事業の実践的な評価をまとめることが出来ずに、国の施策の変更があったことは反省すべき点であると指摘している。事実、この事業による対象者の行動面・生活面の改善、有期限利用の可能性を評

価した研究はわずかである（松本他, 1994）。

強度行動障害特別処遇事業に代わり、平成10年（1998年）からは強度行動障害特別処遇加算費として一般予算化された。その後、

平成 15 年（2003 年）の支援費制度におおても、知的障害児・者施設において同様の加算の仕組みが引き継がれ、平成 18 年（2006 年）の障害者自立支援法以降は、重度障害者支援費加算（II）として入所施設における重複加算が引き継がれた。

在宅サービスにおける強度行動障害を想定した施策は、現在、行動援護と重度訪問介護、さらに短期入所・共同生活介護における重度障害者支援費加算が存在する。なお、平成 27 年（2015 年）度より、行動援護従業者養成研修のカリキュラムと強度行動障害支援者養成研修に完全に統合され、平成 30 年（2018 年）までに、在宅サービスについても同養成研修の修了がサービス提供等の条件になった。

なお、施設入所系の国の強度行動障害対策の対象となる障害者の主な基準は、下記の様に変化している。

- 平成 5 年（1993 年）『強度行動障害特別処遇事業』 強度行動障害判定基準で 20 点以上
- 平成 18 年（2006 年）『重度障害者支援費加算』 障害程度区分 6 + 障害程度区分の行動関連項目 15 点以上
- 平成 24 年（2012 年）『重度障害者支援費加算』 障害程度区分 6 + 障害程度区分の行動関連項目 8 点以上
- 平成 26 年（2014 年）『重度障害者支援費加算』 障害支援区分の行動障害関連項目 10 点以上

この基準の変化に伴い、対象者が拡大していると推測される。日本知的障害者福祉協会は、平成 15 年（2003 年）に大規模な調査を行っており、全国の施設入所者の約 3 %、推計で 4,900 人が強度行動障害であると見積もっている。ところが、厚生労働省は平成 26 年（2014 年）4 月時点で、1,381 施設、15,651 人が重度障害者支援加算（II）の対象であると発表している。同時に、在宅サービスとして行動援護 7,892 人、短期入所・共同生活援助の重度障害者支援加算 3,206 人と発表しており、重複利用者も存在すると推測されるが単純合計で

入所・在宅で強度行動障害は 26,749 人が強度行動障害者として障害福祉サービスを受けている。さらに、平成 26 年（2014 年）より、障害程度区分から障害支援区分の行動関連項目が強度行動障害の判定基準に変化し、同時に区分 6 以上の条件が廃止された。正確な数字は、今後の厚生労働省の発表を待たねばならないが、加算対象者等はさらに増えているものと推測される。

対象者の拡大は、強度行動障害者支援に対して、より多くの障害福祉関係者が関心を持つことになったと考えられる。結果として、他の事業所との差別化を目指し、強度行動障害者に対して、専門的な支援のノウハウを蓄積し、質の高いサービスを提供する事業所が増える可能性がある。事実、各種団体等の研修会やセミナーで、強度行動障害を対象に、成果をあげた施設・事業所の実践事例が多く報告されるようになった。

しかし、一方で、実質的な変化が実感されないと意見も多い。例えば、木村（2015）は、強度行動障害のある子をもつ親の立場から、精神科病院の退院後の受け皿として、県内外の障害者支援施設が機能しない（受け入れ拒否される）現実を報告している。また、いくつかの自治体において、既存の障害福祉サービス事業所等が強度行動障害者に対してサービス提供ができない現状の改善に向けての事業が計画・実施されている（例：千葉県『強度行動障害のある方への支援体制構築事業』他、福岡県福岡市『強度行動障害者集中支援モデル事業』、神奈川県横浜市『（強度行動障害者）障害者の住まいの検討会』等）。国の強度行動障害対策の対象が拡大は、多くの強度行動障害のある人に必要とするサービスを提供できており、一定の成果があると報告され始めているが、強度行動障害特別処遇事業がスタートした当時の、行動障害が極めて著しい強度行動障害者に対する支援の向上に繋がっていない可能性も存在する。

## 2. 強度行動障害支援者養成研修の成果と課題

平成 25 年（2013 年）よりスタートした強度行動障害支援者養成研修の経過ならびに平成 29 年

(2017 年) 度の実績予測は表 1 の通りである。

都道府県の地域生活支援事業に位置づけられている強度行動障害支援者養成研修は、推計数に過ぎないが、障害者総合支援

法施行 3 年後の見直しが施行される平成 30 年

(2018 年) 度の前段階で、基礎研修修了者が 3 万人程度の規模で運営されるまでに広がっている。平成 26 年 4 月の強度行動障害者 26,749 人が急増していなければ、各都道府県の積極的な取り組みにより、重度障害者加算等の仕組みが十分機能する規模の研修実施体制が整ったといえる。また、現段階で修了者数を把握できていないが、平成 27 年 (2015 年) 度より行動援護従業者養成研修においても、基礎研修・実践研修と同一のカリキュラムで研修が実施されており、この研修の修了者数も考慮すべきである。さらに、全国地域生活支援ネットワークにおいても、新たに強度行動障害支援者養成研修のプログラム・テキストの開発を行い、指導者研修を開催するようになり、都道府県における同研修実施の選択肢は広がっている。

強度行動障害支援者養成研修とは、障害福祉サービス事業所等の経験年数の浅い (1 年以上の実務経験) 従事者を対象としたプログラムであり、強度行動障害のある知的・発達障害者の権利擁護や意思決定支援の在り方の基礎を実践的に学ぶ機会として位置づけられる。この研修の修了が、強度行動障害者に対する意味ある支援計画の立案と実施ならびに評価ができる人材養成を保証している訳ではない。サービス管理責任者や相談支援専門員の指示や指導のもと、一人ひとりの強度行動障害者の障害特性に配慮した日々の支援手順等を立案することを目的としている。しかし、実戦経験を積むことで研修受講対象となる、相談支援従事者初任者研修やサービス管理責任者研修、さらには虐待防止マネージャー等に任命された際

表 1. 強度行動障害支援者養成研修の修了者数と今後の見通し

年度		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 29 年
基礎研修	修了者	234 人	2,761 人	7,768 人	(30,000 人)
	(累計)	(234 人)	(2,995 人)	(10,763 人)	
実践研修	修了者	-	0 人	4,775 人	(18,000 人)
	(累計)	-	(0 人)	(4,775 人)	
備考			重度訪問介護従業者養成研修 修行動障害支援課程と基礎研修カリキュラム共通	行動援護従業者養成研修と基礎研修・実践研修カリキュラム共通／全国地域生活支援ネットワークプログラム実施	累積修了者数は推計数

の障害者虐待防止・権利擁護研修等の実際のプログラムと強度行動障害支援者養成研修のプログラム内容について、現段階では十分な調整が行われている訳ではなく、今後の課題として残っている。

図 2 は、本研究において、強度行動障害者が地域において適切な支援が受けられるために必要と考えられる人材養成の内容をイメージしたものである。強度行動障害支援者養成研修は、障害特性の理解を中心とした経験の浅い障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした、Off-JT (OFF the Job Training : 現場から離れたところで受ける集合研修) に過ぎない。この研修内容を実際の事業所等で発揮するには、当然その事業所等において一定の質の OJT (On the Job Training : 職場で業務をこなしながら学ぶ) が不可欠である。また、特定の日課や時間の支援方法の計画・実施だけでなく、事業所における中期・短期の支援計画（個別支援計画等）や健康状態や本人のニーズや周囲の多様な意見に配慮した包括的な生活の組み立て（サービス等利用計画等）に関しては、サービス管理者研修や相談支援従事者初任者研修等の受講ならびに、多様な実戦経験を意見交換する場が必要である。都道府県地域生活支援事業としての強度行動障害支援者養成研修の役割と特徴を、都道府県・市町村・圏域における人材養成あるいは強度行動障害者支援の体制整備にどのように活用していくかは、今後の議論すべき最も重要な課題のひとつである。

現在、都道府県あるいは政令指定都市等では、強度行動障害者支援に関して先駆的な取り組みを行っている事例が既に存在する。例えば、大阪府の「強度行動障がい支援リーダー養成研修」や千

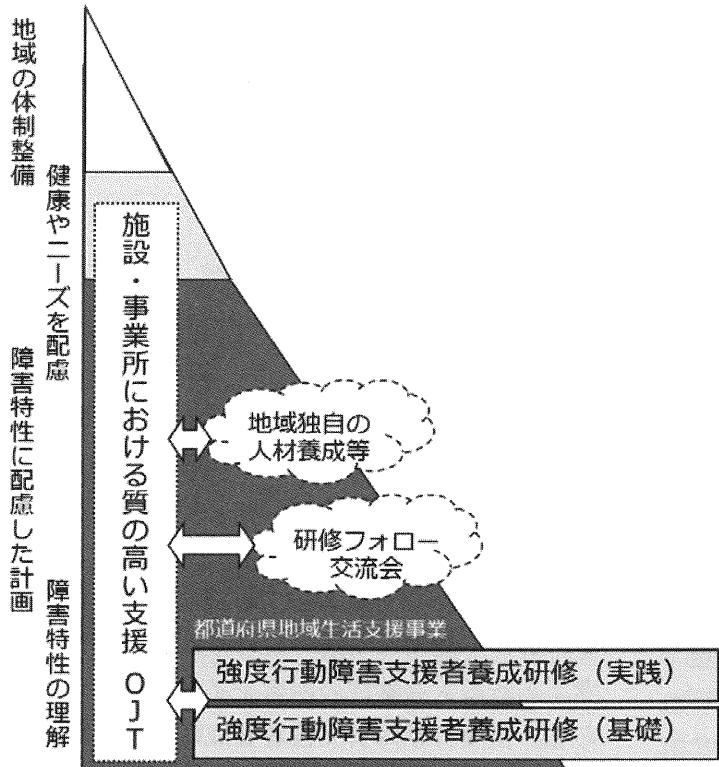


図2. 強度行動障害者支援の人材養成のイメージ

葉県の「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」は、特定の事業所だけでなく地域の中核・リーダーを養成する専門的研修として位置づけられている。また、強度行動障害支援者養成研修の前段として、より基礎的な内容の講演会を開催する（三重県）、強度行動障害支援者養成研修後のフォローアップを一体的に行う（北海道、鳥取県）といった取り組みも行われている。地域の先駆的な取り組みの実態が情報交換できる仕組みも今後重要性が増していく。

### 3. 強度行動障害者支援の今後の課題

以上、強度行動障害者支援の経緯からは、現在強度行動障害の対象者が拡大傾向にあり、それはポジティブな変化だけでなく、ネガティブな問題も生み出している可能性があること、さらに人材養成として様々な国レベルの研修カリキュラムとの調整や地域や事業所の独自性に配慮した総合的な視点からの検討が必要であると考えられる。

図3は、当面の強度行動障害者支援の課題についてまとめたものである。この図は、左が行動障害の強度が比較的弱いグループ（最近の判定基準

で強度行動障害に該当する／強度行動障害予備軍）で、右が著しい行動障害があり強度行動障害特別待遇事業の基準に合致するグループを想定し、連続線で表したものである。そして、この強度行動障害の強さにより、目指すべき方向性を便宜的に3つに分けた。強度が比較的弱いグループは、直接・間接支援に携わる従事者等の「人材養成」のさらなる充実・発展を中心に今後の課題を整理した。強度行動障害に携わる多くの人が、障害特性を理解し、適切に配慮された環境調整を行うことで、行動障害が軽減できる、いわば予防的な対策である。一方、もっとも行動障害が著しいグループは、個人や事業所の努力ではなく、地域のモデル事業として、より専門的で集中的・包括的な支援が提供できる仕組み作りを目指す必要がある。このようなグループの人たちの多くは、既に地域生活の継続が困難になっており、精神科病院の保護入院や短期入所の渡り、障害者支援施設における身体拘束等で、建設的な生活の立て直しの計画が出来ない状況に陥っている可能性が高い。ある程度広域の地域で（このグループの対象者は決して多くないため）、医療機関と密接に連携し、生活を立て直す先駆的なモデル事業の可能性を検討・評価することが重要だと考えられる。そして、ちょうど中間に当たるグループは、事業所支援と位置づけた。強度行動障害支援者養成研修をはじめとしたOFF-JTは、事業所内で質の高い支援が提供され、それを前提としたOJTがあつて初めて成果を発揮する。つまり、強度行動障害者に一定の質の支援を提供し続ける事業所等の増加を目指すアプローチが必要であると考えられる。

図3の四角に囲まれた具体的な取り組みのうち、網掛けの内容について、これまで当研究チームでは全く手をつけていない領域である。次年度以降、これまでの事業の継続・拡充とともに、この新たな領域についても研究を行っていきたい。

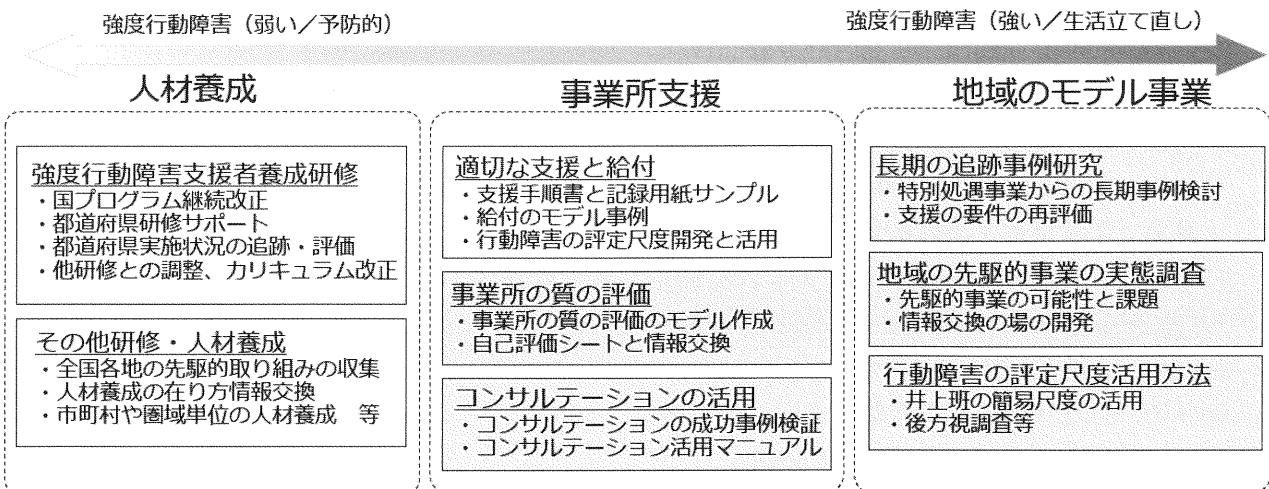


図3. 強度行動障害支援の今後の課題の整理

#### E. 結論

- 強度行動障害支援者養成研修は、平成27年（2015年）度において全国の都道府県でほぼ実施されており、平成30年（2018年）に向け、約3万人の基礎研修修了者を生み出す規模に成長している。また、研修内容の理解度ならびに満足度も一定の水準に達していると考えられる。
- しかし、この研修は、過去四半世紀の間に解決できなかった強度行動障害者の実質的な生活の改善に向けての取り組みの第一歩に過ぎない。また、我が国の強度行動障害者支援の経緯から、強度行動障害の基準がかなり緩和されている可能性があり、これによりポジティブ／ネガティブ両面の変化が見られる。
- 今後は、人材養成だけでなく、事業所支援、地域のモデル事業等の新たな視点からの調査研究が必要であると考えられる。

#### F. 文献

1. 強度行動障害児者研究会：強度行動障害児（者）の行動改善および処遇のあり方に関する研究、財団法人キリン福祉財団助成研究報告書（1989）
2. 松本かおり・伊藤大幸他：医療・福祉機関に

おける発達障害に関するアセスメントツールの利用実態に関する調査、精神医学・55(11) (2013)

3. 全日本手をつなぐ育成会：強度行動障害の評価基準等に関する調査について、平成24年度障害者総合福祉推進事業（報告書）（2013）
4. 強度行動障害児者研究会：強度行動障害児（者）の行動改善および処遇のあり方に関する研究Ⅱ、財団法人キリン福祉財団助成研究報告書（1990）
5. 石井哲夫：強度行動障害児（者）の処遇に関する研究、平成2年度厚生省心身障害研究（報告書）（1991）
6. 大塚晃：強度行動障害者のサービス体系について、井上雅彦研究代表者「強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究」平成22年度総括・分担研究報告書（2011）
7. 松本好生・中島洋子・末光茂：強度行動障害児（者）の処遇システムに関する研究—特別処遇事業の実践成果から—、川崎医療福祉学会誌、Vol4(1)（1994）
8. 志賀利一・五味洋一・村岡美幸：強度行動障害に係る研究の経過、国立のぞみの園紀要7号（2014）
9. 日本知的障害者福祉協会：平成15・16年度全国知的障害児・者施設実態調査報告書（2005）
10. 厚生労働省：研修の意図と期待すること—平成27年度強度行動障害支援者養成研修（指導

- 者研修（基礎研修））資料一（2015）<http://kyoudokoudou.sakura.ne.jp/info/archives/108>
11. 木村ひとみ：親の願い、砂川紀要（大阪府立砂川校正福祉センター）（2015）
  12. 千葉県「千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて」（2015）<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoudan/documents/sengen.pdf>
  13. 福岡市「強度行動障がい者集中支援モデル事業」（2015）[http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/50203/1/06\\_shiryo1-3.pdf](http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/50203/1/06_shiryo1-3.pdf)
  14. 横浜市「知的障害の住まいに関する研究会」（2015）<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/sumai/20150526181313.html>
  15. 大阪府「強度行動障がい支援リーダー養成研修」（2016）<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kyoukoukenshu.html>
  16. 千葉県「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」（2015）<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoudan/documents/sengen.pdf>

強度行動障害支援者養成研修のサポート体制の構築

# 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

平成 27 年度 総括・分担研究報告書

## 強度行動障害支援者養成研修のサポート体制の構築

主任研究者 遠藤 浩<sup>1)</sup>

研究協力者 志賀 利一<sup>1)</sup> 相馬 大祐<sup>1)</sup> 村岡 美幸<sup>1)</sup> 信原 和典<sup>1)</sup>

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

**【研究要旨】** 各都道府県で開催される強度行動障害支援者養成研修（以下、都道府県研修）の実施・運営をサポートし、同研修ならびにその他の強度行動障害者支援の体制整備事業等に関する情報を集約し、成功事例に関するタイムリーな情報共有の仕組みを構築することを目的とし、1. 都道府県における「強度行動障害支援者養成研修」実施状況に関する調査、2. WEB ページの作成と運用、3. サポートデスクの設置と運用、4. 「会える・学べる 実践事例研究会」の開催、5. 「平成 27 年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）インストラクター反省会」、の 5 項目を行った。その結果、WEB ページやサポートデスクの運用、都道府県研修の実施状況等に関する調査を継続することで、円滑な都道府県研修の実施と研修内容の担保に繋がることが期待された。なお都道府県研修では新任職員を想定し研修内容や伝え方を工夫することが求められる他、研修時の禁止事項や研修目的を研修前、研修時に周知するなど、細かな配慮の必要性がうかがえた。

### A. 研究目的

2013 年度、強度行動障害がある者に対し適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」が都道府県地域生活支援事業に創設され、翌 2014 年度には、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」が追加された。また 2015 年度のサービス等報酬改定において、重度障害者支援加算の要件に同研修修了者の配置が規定されたことで、研修の受講ニーズが高まっている。

本研究では、円滑な都道府県研修の実施・運営をサポートし、同研修ならびにその他の強度行動障害者支援の体制整備事業等に関する情報を集約し、成功事例に関する情報共有の仕組みを構築することを目的とする。

### B. 研究方法

次の 5 つを行い、都道府県研修の実施状況や課題点を明らかにすると共に情報の共有化及びサポート

体制の構築に取り組んだ。

#### 1. 都道府県における「強度行動障害支援者養成研修」実施状況に関する調査

効果的な都道府県研修の開催に向けた基礎資料の作成を目的とし、47 都道府県の障害保健福祉主幹部（局）を対象に、郵送方式でのアンケート調査を年 2 回行った。なお回答がなかった都道府県等については電話によるヒアリング調査を行った。

調査項目は、①平成 27 年度の強度行動障害支援者養成研修の実施状況、②研修の実施主体、③研修の実施体制、④都道府県独自の工夫、⑤同研修以外の強度行動障害支援者への研修、の 5 項目とし、第 1 回目の調査を 2015 年 6 月 10-30 日の期間で、第 2 回目の調査を 2016 年 2 月 26 日-3 月 16 日の期間で実施した。なおヒアリング調査については、回答がなかった都道府県、あるいは上記調査項目④、⑤に回答があった都道府県に対し行った。

調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

#### 2. WEB ページの作成と運用

強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）ならびに都道府県で開催される強度行動障害支援者養成研修に関する情報交換を目的とした「強度行動障害支援者養成研修のページ」を作成し、運用した。また問い合わせについてはサポートデスクと連動し、研修に関する情報提供から相談までを一体的に行なった。

### 3. サポートデスクの設置と運用

昨年度より引き続き、国立のぞみの園研究部内に「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修共通）サポートデスク」を設置し、自治体の研修担当者や障害福祉サービス事業所などからの質問・相談を受けつける体制を敷いた。

### 4. 「出会える・学べる 実践事例研究会」の開催

強度行動障害支援者養成研修の企画・実施者や、地域で強度行動障害者支援に取り組んでいる者などを対象とし、全国の強度行動障害（児）者支援の優れた実践事例に数多く触れ、どのようなポイントを研修に組み込んでいくかを考える場として、実践事例研究会を開催した。

### 5. 「平成 27 年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）インストラクター反省会」の開催

「平成 27 年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）」のインストラクターを中心に、同研修プログラム内容の振り返り及び修正点等について検討した。また都道府県研修の実施状況等について確認し、都道府県研修開催時の留意点などについて検討した。

## C. 結果

### 1. 都道府県における「強度行動障害支援者養成研修」実施状況に関する調査

#### （1）強度行動障害支援者養成研修の実施状況

平成 27 年度、全都道府県で強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）が開催された。また強度行動障害支援者養成研修（実践研修）についても 44 の都道府県で開催された。

平成 27 年度の基礎研修修了者数は 7,768 人であり、修了者数が最も多かった大阪府では 532 人、反対に最も修了者数が少なかった都道府県では 27 人と、都道府県によって修了者数に約 20 倍の差がみられた。また研修の開催回数も、1 回が 27 都道府県（57%）、

2 回が 12 都道府県（26%）、3 回が 6 都道府県、4 回が 2 都道府県、5 回が 1 都道府県（大阪府）と、複数回行っている都道府県が 4 割程度あった。同様に実践研修についても、全修了者数は 4,775 人（最多修了者数 274 人）、研修開催回数は 1 回が 35 都道府県（79%）、2 回が 7 都道府県（16%）、3 回が 1 都道府県、4 回が 1 都道府県（宮城県）であった。

平成 25 年度に地域生活支援事業のメニュー項目に「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」が盛り込まれて以降、着実に修了者数は増加している。平成 28 年度も修了者数は増加することが予想され、平成 30 年度には基礎研修修了者 30,000 人、実践研修修了者 18,000 人、基礎研修及び実践研修修了者は 20,000 人程度になると試算される（図 1）。

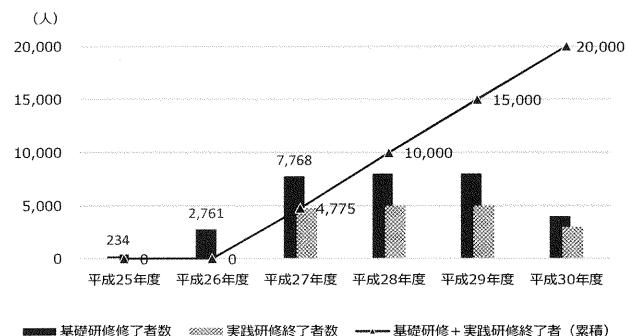


図 1 基礎研修及び実践研修修了者数の推計（累計）

#### （2）研修の実施主体、及び実施体制

研修の実施主体は「都道府県」と「事業所【委託】」とが、基礎研修・実践研修共に約半数をしめていた。また実施体制については、「都道府県と事業所とが共同で行う」都道府県が 5 割、「都道府県直営」が 3 割、「事業所単独」が 1-2 割となっていた（表 1）。

表 1 研修の実施主体と実施体制のクロス集計

左 =基礎 右 =実践	研修の実施主体について				
	都道府県	事業所【指定】	事業所【委託】	その他	
実施体制					
都道府県直営	15	15	0	0	0
事業所共同	5	5	4	14	0
事業者単独	0	0	2	6	0
その他	0	0	0	0	0

なお 2 つの都道府県では、例えば「基礎研修 A は都道府県が主体」であり、「基礎研修 B は委託事業所

が主体」といったように、実施主体や実施体制が複数ある都道府県もあった。

### (3) 研修の開催時期

基礎研修は秋から冬、実践研修は冬から春にかけて、多く開催されていた（図2）。その中で最も修了者数が多かった大阪府では、基礎研修を9月に2回、10月に3回、実践研修を11月に2回実施と、計画的な研修の開催がうかがえた。また千葉県では指定事業者制とするため、先ず講師育成を兼ねた都道府県直営での研修を11月（基礎研修）と12月（実践研修）に開催し、その上で指定事業所による研修が2-3月に開催された。なお宮城県では、7月から翌年3月にかけ基礎研修を4回、実践研修を4回、年間を通じコンスタントな研修が開催されていた。

先に紹介した3都道府県のような、①開催期間集中型の研修、②講師育成研修を含めた2段階の研修、③期間分散型の研修、そして多くの都道府県で実施されている、④年1-2回の研修、といった4つの研修タイプが、都道府県研修の開催期間から推測された。研修の予算や研修に係る人員数、受講者や事業所のニーズなど、各都道府県の実情に合わせた、研修方法（開催時期）の工夫がうかがえた。

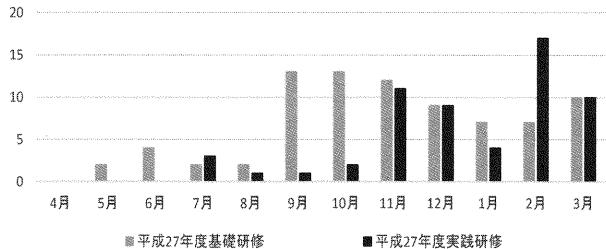


図2 基礎研修、実践研修の開催月の比較図

### (4) 都道府県独自の工夫

都道府県研修の企画や運営で工夫している点について、25都道府県から回答が得られた。工夫点は、次の①-④に大きく分類された。

- ① 企画（時間・内容）の工夫（A、B、C、E県）
- ② 研修後のフォローアップ（F県）
- ③ 開催方法の工夫（D、H県）
- ④ 受講要件を設定（C、G県）

表2に回答結果の一部を抜粋した。

表2 企画・運営に関する都道府県独自の工夫

#### ■実践研修（2日間）に、行動援護研修の演習

（1日）を加え、実際の支援でのポイントを分かりやすく伝えるよう工夫。

A県

#### ■実践研修の日程を2日から3日に増やし、プログラム内容を增量。行動援護場面で、支援者1人で支援を実施することを想定し、①自閉症スペクトラムなどの障害特性の理解を目的とした講義、障害特性に配慮した支援計画の立案、支援の手順書の作成、②行動援護場面を想定した支援の模擬演習（リハーサル）等、を独自に追加した。

B県

#### ■受講要件を設定（①障害福祉サービス事業所等で実務経験3年以上。②基礎研修・実践研修共に参加できる人）。

#### ■実践研修カリキュラム【強度行動障害のある者へのチーム支援】について、「保護者からの提言」（指導者研修）を、「支援とストレスマネジメントについて」に変更。サブタイトルを「虐待のスパイラルに陥らないために」として、「ストレスによる虐待」からの予防という位置づけで行った。カリキュラム「虐待防止と身体拘束」が前提であり、その内容を大きく述べたもの。

C県

#### ■基礎研修内容を「講義」と「演習」に分け、講義を一括で開催、演習を分散して開催。具体的には、「講義」を644人定員のホールで実施し、「演習」を5日間（約110人/回×5）に分けて実施。実践研修についても、同様に「演習」開催日を複数日設定。

D県

#### ■行動援護従業者養成研修との差別化を図るため、実践研修のモデル事例を施設入所者に変更（受講者の7割以上が施設系職員であったことを踏まえ）。

#### ■基礎研修のプログラム内容に、行動援護従業者養成研修で行っていた「キャップハンディ」の内容を実施。自閉症児者の障害特性について、体験を通じた理解の場を設けた。

E県

#### ■実践研修は支援の手順書や記録の整理方法を学ぶまでの内容となっているため、実際運用して行くに当たっての留意点について、研修終了後に周知を行った。

F県

#### ■行動援護従業者資格の取得を目的とする者については、別途指定事業者が実施する行動援護従業者養成研修の修了を義務づけることで、研修の棲み分けを行った。

G県

#### ■基礎研修を、県内3会場（県中部、東部、西部）でそれぞれ開催した。

H県

## (5) 強度行動障害支援者を養成する都道府県独自の取り組み

8都道府県から、強度行動障害支援者を養成する都道府県独自の取り組みについて回答が得られた。

表3に、都道府県独自の強度行動障害者支援に従事する者への学習会や研修の一覧を掲載した。

取り組みとして、次の①-③のような3タイプの取り組みが行われていた。①研修内容と実際の支援との結びつきを徹底させる取り組み（北海道）、②既存の他研修を活用して、都道府県研修内容を補完する取り組み（神奈川、三重）、③複数回の連続研修の中で、（強度）行動障害者への直接支援を通し、計画立案から再評価まで支援のサイクルを実践する取り組み（千葉、東京、大阪、和歌山、鳥取）。

表3 都道府県独自の強度行動障害支援者研修など

■北海道：基礎研修了者とその管理者へのフォローアップを目的としたパッケージ研修を、道内4箇所（旭川・函館・札幌・釧路）にて開催。同研修には管理者コースと受講者コースの2コースがあり、管理者コースでは「虐待防止への対応」「支援者のメンタルヘルスを考える」「制度最前線」など、事業所運営やマネジメントのヒントとなる講義が組み込まれた内容。その他の取り組みとして、行動障害を有する方への支援に関する相談支援（コンサルテーション）を平成27年6月より開始し、計19箇所の相談支援（事例検討など）を行っている。

■千葉県：「行動障害の支援にあたっている者」もしくは「各施設において研修内容を実践に反映させることのできる役割を担う者」を対象に、平成27年度は38/年（回）の連続研修を県単事業として平成26年度から開催（平成26-29年度期間を予定）。昨年度は36/年（回）。受講者が所属する施設への訪問指導やトレーニングセミナー（千葉県TEACCHプログラム研究会）の受講など、強度行動障害に関する専門性を有し、地域における支援の中核となる人材養成を目指した取り組みを行っている。

■東京都：都道府県地域生活支援事業としての研修とは別に、東京都社会福祉協議会知的発達障害部会主催による独自研修、「強度行動障害支援指導者養成研修」を開催。研修内容は、参加者が持ち寄った支援困難事例をABC-J等の評価を通じ、ABA（応用行動分析）などの根拠に基づく支援計画の立案と支援の実践。その経過を計6回/年（1回/月の頻度）の連続研修においてスーパーバイズを受ける内容となっている。

■神奈川県：県立中井やまゆり園において従来から実施している強度行動障害（児）者支援に関する研修を、都道府県研修のフォローアップに位置付け、平成27年度は年3回実施。研修名「強度行動障害基礎講座フォローアップ研修」。

■三重県：例年実施している「発達障がい理解促進研修」（地域生活支援事業）を強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）のプレ研修として位置づけ、開催。「当講座は、平成28年1月～2月に開催予定の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の事前学習の機会として位置づけている。必須研修ではない、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の受講を予定している方で、これまで自閉症のある方への支援に携わったことがない方等には、当講座の受講を勧めている。<sup>1)</sup>」（案内文より抜粋）。研修受講者約200名の内、基礎研修受講者が7-8割（約150名）受講。

■大阪府：都道府県地域生活支援事業としての研修とは別に、大阪府立砂川厚生福祉センター主催による独自研修、「強度行動障がい支援リーダー養成研修」を開催（平成26-29年度開催予定）。行動障害がある児者への支援経験3年以上、現に強度行動障害児者を担当している者が対象。研修内容は、6回/年（1回/月の頻度）の連続講座中に応用行動分析を学びながら、各事業所の行動障害を示すケースについてスーパーバイズを受け、グループ演習形式での検討と事業所での実践を繰り返し、担当ケースの行動障害の軽減（生活の質の向上）を図っていくもの。6回の講座のうち、1回目と6回目は公開講座として開催し、連続講座受講者以外の障害福祉サービス事業所も参加している。

■和歌山県：都道府県地域生活支援事業としての研修とは別に、和歌山県主催による独自研修、「行動障害支援者養成研修（連続研修）」を開催。研修内容は、全6回-7日間の連続講座中に応用行動分析を学びながら、各事業所の行動障害を示すケースについてスーパーバイズを受け、グループ演習形式で検討を繰り返し、担当ケースの行動障害の軽減（生活の質の向上）を図っていくもの。

■鳥取県：都道府県地域生活支援事業としての研修とは別に、鳥取県厚生事業団主催による独自研修、「強度行動障害支援者養成研修（専門研修）」を開催。研修内容は、参加者が持ち寄った支援困難事例をABC-J等の評価を通じ、ABA（応用行動分析）などの根拠に基づく支援計画の立案と実践。その経過を計6回/年（1回/月の頻度）の連続研修においてスーパーバイズを受ける内容となっている。受講対象者は、行動障害がある方の支援経験1年以上、今後事業所で指導的役割（チームリーダー）を担う者としている。

## 2. WEB ページの作成と運用

強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）ならびに都道府県研修に関する情報交換を目的とした「強度行動障害支援者養成研修のページ」を、平成 27 年 6 月 9 日から運用を開始した。

情報の内容は次の 5 つにカテゴリー化し、適時 WEB 上に公開した。①【研修内容】指導者研修に関する情報・資料、②【地域の取組】強度行動障害者支援の全国の取り組み、③【制度】強度行動障害支援者養成研修に関する制度、④【Q&A】強度行動障害支援者養成研修などに関する質問や問い合わせ、⑤【その他】上記以外の情報やお知らせ、である。

【研修内容】については、都道府県研修での活用を想定し、平成 27 年度に開催した「強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）」で使用した全資料を公開（一部パスワード設定）した。表 4 に、全公開情報のタイトルを掲載する。平成 27 年 6 月 9 日の公開開始から、平成 28 年 3 月 31 日現在での本 WEB ページ訪問数は 35,511、都道府県研修などに関する問い合わせは、計 16 件あった。

なお【Q&A】に問い合わせがあった内容の内、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修共通）サポートデスク」（次頁参照）でも相談が多く寄せられたものについては、本 WEB 上に返答内容を開示し、広く周知を行った。

表 4 WEB ページの公開情報タイトル一覧

### 【研修内容】

- 平成 26 年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）の資料について
- 平成 27 年度指導者研修の事務連絡と開催要項
- 平成 27 年度指導者研修の受講者が決定しました
- 平成 27 年度基礎研修（指導者研修）1 日目のテキスト資料の掲載
- 平成 27 年度基礎研修（指導者研修）1 日目のプレゼンテーション資料の掲載
- 平成 27 年度基礎研修（指導者研修）2 日目のテキスト資料の掲載
- 平成 27 年度基礎研修（指導者研修）1 日目のプレゼンテーション資料の掲載
- 平成 27 年度基礎研修（指導者研修）卷末資料の掲載

- 平成 27 年度基礎研修（指導者研修）事後アンケート結果

- 平成 27 年度実践研修（指導者研修）1 日目のテキスト資料の掲載

- 平成 27 年度実践研修（指導者研修）1 日目のプレゼンテーション資料の掲載

- 平成 27 年度実践研修（指導者研修）2 日目のテキスト資料の掲載

- 平成 27 年度実践研修（指導者研修）1 日目のプレゼンテーション資料の掲載

- 平成 27 年度実践研修（指導者研修）卷末資料の掲載

- 「強度行動障害支援者養成研修のプログラム作成の経過と今後」…のぞみの園ニュースレター

### 【地域の取り組み】

- 都道府県における「強度行動障害支援者養成研修」の予定（平成 27 年 6 月時点）

- 平成 27 年度の都道府県研修の実施状況（予定）— 6 月のアンケート結果概要 —

- 強度行動障害に対する全国各地の取り組み（1）横浜市

- 強度行動障害に対する全国各地の取り組み（1）福岡市

### 【制度】

- 強度行動障害支援者養成研修事業の運営要綱

### 【Q&A】

- 【Q&A】強度行動障害支援者養成研修（実践研修）のテキストはありますか？

- 【Q&A】旧カリキュラム（20 時間）の行動援護従業者養成研修を修了している人は、強度行動障害支援者養成研修は免除なのでしょうか？一から受け直す必要があるのでしょうか？一部免除科目があるのでしょうか？

- 【Q&A】「支援計画シート」「支援手順書兼記録用紙」の作成が加算要件になっていますが、具体的な様式が表示されているのでしょうか？

- 【Q&A】国のカリキュラムと指導者研修プログラムの対応状況を教えてください。

### 【その他】

- 強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）お忘れ物について

- 実践事例研究会を開催します

- 平成 26 年度障害者総合福祉推進事業のまとめの資料

「強度行動障害支援者養成研修のページ」

URL : <http://kyoudokoudou.sakura.ne.jp/info/>

### 3. サポートデスクの運用

平成 26 年度より継続し、国立のぞみの園研究部内に「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修共通）サポートデスク」を設置し、自治体の研修担当者、障害福祉サービス事業所等からの相談への対応を行った。

平成 27 年度の問い合わせ総数は 129 件（平成 26 年度 96 件）。その内、4 割弱は「都道府県研修について」の問い合わせであった。次いで「指導者研修について」、「テキスト（内容）について」の順となっていた（表 5）。都道府県研修や指導者研修への相談・問い合わせの多くは、研修開催時期と関連し、年度上旬-中旬に集中していたが、反面、加算要件（制度）に関する相談や行動援護（制度・運用）に関する相談については、年間を通して相談・問い合わせがみられたた。なお、すぐに返答が難しい案件については、関係機関に確認するなどして対応を行った。

右の表 6 は、サポートデスクで受けた相談内容の一部抜粋である。相談・問い合わせの中には、「都道府県研修について」、「その他」に記載しているような、都道府県担当部署へ問い合わせることが好ましい内容もあり、今後、各都道府県担当部署との積極的な情報交換の必要性がうかがえた。

表 5 サポートデスク相談内容と項目別相談件数

	(月)	4-7	8-11	12-3
都道府県研修について				
■開催に当たっての相談（広報）		18	19	10
■カリキュラム、講師選定、資料、など				
指導者研修について				
■研修内容		28	0	1
■受講希望				
テキスト（内容）について				
■購入方法		11	3	2
■実践研修のテキストはあるか？				
加算要件（制度）について				
■行動援護資格との関連		6	3	2
■加算要件の確認				
支援手順書、記録用紙				
■決まった書式の有無		5	4	0
■内容についての相談				

### その他

- 行動援護従業者養成研修について 5 4 8
- 行動援護事業について

表 6 サポートデスク相談内容の一部抜粋

都道府県研修について :
Q. 次年度から県の強度行動障害支援者養成研修を行う予定。教材や金額、必要なモノ等を教えて欲しい。 A. テキスト、DVD、強度行動障害者支援研修のページ（WEB）をご案内。詳細については都道府県担当課へ問い合わせをお願いします。
指導者研修について :
Q. ①強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム内容を教えて欲しい。②指導者研修を終了すれば、講師として都道府県の強行研修を教えて良いか？ A. ①厚生労働省告示第 156 号（平成 27 年 3 月 27 日）を紹介。②良いと思います。
テキスト（内容）について :
Q. 【資料使用についての確認】事業所内での「重度障害者支援加算（Ⅱ）」についての研修で、強行テキストの巻末資料を使用しても良いか？ A. 良いです。
加算要件（制度）について :
Q. 平成 22 年に行動援護の中央研修を受けたが、加算の要件に該当するか。 A. 旧行動援護＝強行研修（基礎+実践）だが、中央研修/中央セミナー≠旧行動援護従業者養成研修であり、加算要件に該当するかは都道府県の判断となります。
支援手順書・記録用紙 :
Q. テキスト内にある手順書や記録用紙のフォームを WORD で公開される予定はないか？ A. 公開予定はありません。あくまでも例であり、全事業所がそのフォームを使うことが Best とも考えられない。なお、今年度全国の事業所のいくつかにヒアリングへ行き、手順書等についても調査を行う予定としています。
その他 :
Q. 行動援護について：ある事業所からの請求内容で、①福祉事業所内で②複数人の利用者に対し、③一人の支援者が行った行動援護サービスの請求があった。支援者 1 人に対し、利用者複数人のサービス利用ができるかどうか？ A. （厚生労働省に確認）基本的に行動援護は訪問系サービスであることから、利用者 1 名に対し職員 1 名が基本。職員 1 名に対し利用者複数名は認められない。